（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

国内のエネルギー業界は、2016年４月に電力小売りが、2017年４月には都市ガス小売りが全面自由化され、異業種からの参入やエネルギーの垣根を越えた連携が進み、セット割料金メニューによる顧客獲得競争が展開されております。

このような状況下での業容拡大を目指し、当社グループは、当連結会計年度から、都市ガス原料の卸供給元を、東京電力エナジーパートナー株式会社に変更するとともに、お客様に、より安価なサービス提供を行うセット割料金メニュー「プレミアム５＋プラン」を発表し、都市ガス小売自由化市場に参入いたしました。同市場における初年度のお客様獲得目標110千軒の達成に向け、テレビCMやWeb広告等によるブランディング戦略により認知度向上に努めるとともに、「プレミアム５＋プラン」の割引対象サービスのラインナップ拡充によりお客様の利便性向上を図り、当社グループの総力を挙げて営業活動を展開いたしました。その結果、当連結会計年度末時点での同市場におけるお客様数は申込ベースで110千軒、獲得ベースで98千軒となりました。

また、当社は、2017年８月に、東京電力エナジーパートナー株式会社と共同出資で、都市ガス事業のプラットフォームを提供する新会社「東京エナジーアライアンス株式会社」を設立し、新規参入を希望する事業者に、都市ガスの卸供給や、託送手続き、保安業務、ガス器具販売・修理、利便性の高い決済機能をはじめとしたガスの基幹業務クラウドシステム等のサービス提供を開始しております。

当社は、資本業務提携先であり最先端のICTとAI技術を有する株式会社メタップスとの共同開発で、お申込みから決済までをLINE上で完結することが出来る「ガス器具販売システム」や、お客様のスマホでガス料金のクレジット決済や口座振替登録が出来る「Web決済システム」を開発し運用しております。

また、当社は、株式会社U-NEXTマーケティングの自動応答サービス（人工知能が音声により会話を直接認識し自動応答する「AIコンシェルジュ」）により、お客様からのお電話によるガス利用開始手続き（開栓のお申込み）受付の自動化を進めており、テスト運用を開始いたしました。これにより無人で24時間365日の自動受付が可能となります。

今後も、AI等の先進テクノロジーの活用によるシステム開発を推進し、ペーパーレスオペレーションによるお客様のサービス受益ストレスの解消とスピーディで利便性の高いサービスの提供に努めて参ります。

なお、当連結会計年度末の当社グループのお客様数は、前連結会計年度末に比べ137千軒増の1,338千軒と順調に増加しております。

当連結会計年度の売上高につきましては、ガス機器販売の減少とカセットボンベ事業の廃業等で、機器工事他の売上高は減少いたしましたが、ガス売上高が、お客様数の順調な伸びと冬期の気温・水温が低く推移したこと等により、前年同期に比べ増加いたしましたため、1,147億2千5百万円（前年同期比4.7%増）となりました。

利益面につきましては、売上総利益は、LPガス、都市ガスともに原料価格が前年同期に比べ高く推移したものの、増収に伴い増加いたしましたが、自由化市場での需要開発を目的とした広告宣伝費等の増加があり、営業利益は106億8千9百万円（前年同期比12.4%減）、経常利益は110億9千3百万円（同8.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期に卓上コンロ用カセットボンベの製品自主回収に係る費用22億円の特別損失が計上されておりますため、77億9千8百万円（同12.8%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は次のとおりであります。

[ＬＰガス事業]

ＬＰガス事業におきましては、ガス売上高は、家庭用ガス販売量がお客様数の順調な伸びに伴い増加したことに加え、業務用も堅調に推移し、前年同期に比べ増加いたしましたが、カセットボンベ事業の廃業等で機器工事他の売上高が減少いたしましたため、当連結会計年度の売上高は647億4千8百万円と前年同期に比べ15億1千1百万円（前年同期比2.3%減）の減収となりました。

[都市ガス事業]

都市ガス事業におきましては、自由化市場でのお客様獲得が順調に推移し、家庭用ガス販売量が前年同期に比べ増加したことに加え、天然ガスの販売単価が原料費調整制度により高く推移したこと等により、当連結会計年度の売上高は499億7千6百万円と前年同期に比べ66億9千9百万円（前年同期比15.5％増）の増収となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループは、ＬＰガス並びに都市ガスの供給体制の安定・合理化をはかるため、また、新規需要に対処するため、ガス事業を中心とした設備投資を実施いたしました。

主なものとしては、当社におけるデポ基地１か所の用地取得及び新設工事、また、東彩ガス株式会社における春日部市・越谷市地区内等導管工事（埼玉県）、新日本瓦斯株式会社における久喜市・北本市地区内等導管工事（埼玉県）、東日本ガス株式会社における取手市・我孫子市地区内等導管工事（茨城県・千葉県）、北日本ガス株式会社における小山市・鹿沼市地区内等導管工事（栃木県）などであります。

この結果、当社グループの設備投資額は91億3百万円となりました。

なお、所要資金は主に自己資金によっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期(当連結会計年度)
売上高	125,733	114,691	109,536	114,725
経常利益	9,427	11,331	12,176	11,093
親会社株主に帰属する当期純利益	5,528	7,090	6,913	7,798
1株当たり当期純利益	148円26銭	190円71銭	161円93銭	182円62銭
総資産	123,910	139,097	139,157	137,953
純資産	34,969	60,316	66,641	72,076
1株当たり純資産額	1,006円67銭	1,412円96銭	1,560円73銭	1,687円70銭

(注) 1．1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式（5,858,603株）を控除して計算しております。
2．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3．当社は、平成27年9月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しており、当該信託が所有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は272,907株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は271,137株であります。

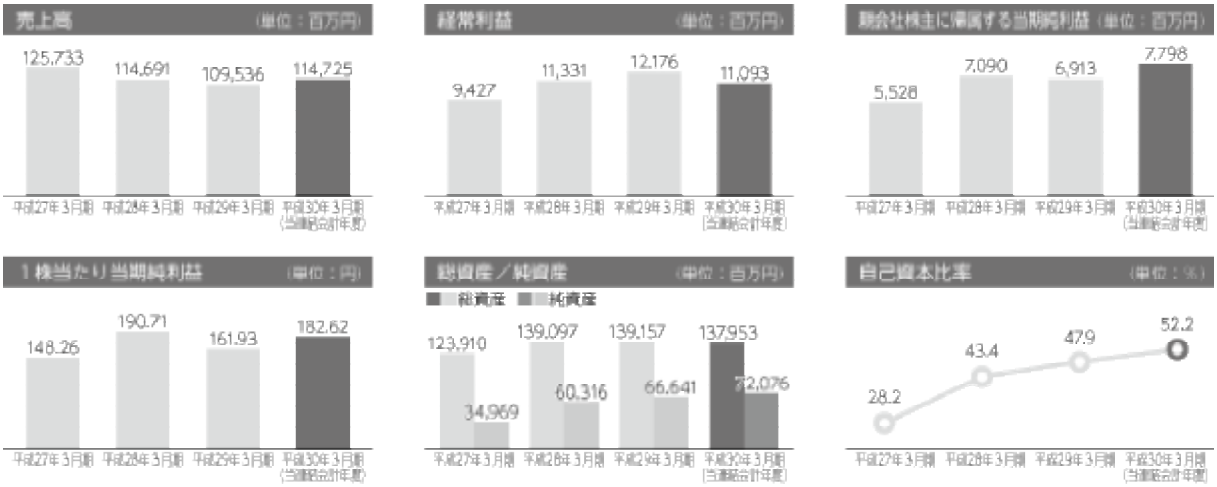

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東彩ガス株式会社	450	100	都市ガス供給業
東日本ガス株式会社	400	100	〃
新日本瓦斯株式会社	400	100	〃
北日本ガス株式会社	400	100	〃
日本瓦斯工事株式会社	100	99.00	管工事業
日本瓦斯運輸整備株式会社	24	99.00	輸送業

（注）特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

国内のエネルギー業界は、2016年に電力の小売が2017年に都市ガスの小売が全面自由化され、異業種からの参入や業界の垣根を越えた連携が進み、セット割料金メニューによる顧客獲得競争が展開されております。

このような大きな転換期を迎える経営環境の中、当社は、以下の課題に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

1．東京電力エナジーパートナー社との提携関係強化

当社は、東京電力エナジーパートナー社（以下「東電EP社」）との提携関係を強化し、両社のエネルギー事業を発展させることを目途に、2018年3月に東電EP社から3%の出資を受け入れました。また、同年4月に、同社から取締役候補者として推薦を受けた鈴木紀臣氏を、同氏の電力事業における卓越した実績を高く評価し、取締役候補といたしました。こうした取組は、当社と東電EP社が、従来型の事業形態では自由化競争を勝ち残れないという危機感を共有した表われで、お互いに「自前主義」から決別し、提携関係を更に強化することにより、両社のエネルギー小売事業、および東京エナジーアライアンス株式会社によるエネルギー・プラットフォーム事業の成長を加速させてまいります。

2．ユーザーインターフェースの進化

当社では、これまでクラウドを活用した基幹システム「雲の宇宙船」により、業務の効率化と保安の高質化を実現してきました。当社はさらに、急激な人口動態の変化、すなわち、DINKS、高齢者、外国人世帯の増加などに対応すべく、最先端ICTを活用して、「雲の宇宙船」を全てのお客様にとって使いやすいユーザーインターフェースに進化させます。既に当社では、AIを活用したコールセンターを稼働しており、お客様の問い合わせに24時間365日対応できる仕組みを開始しました。また、これに加えて、IoTを通じ、精度の高いエネルギー消費データをリアルタイムで取得・蓄積し、これを分析することでお客様に更に有益な提案を行ってまいります。

3．新しい時代に挑戦する人材の育成

めまぐるしく変化する競争環境においては挑戦する姿勢が重要になります。当社は、挑戦する従業員を支援するために、株式報酬制度を導入いたしました。本制度は、優れた業績を残した従業員に当社株式を付与する制度で、従業員のモチベーションを高めると共に、従業

員にも当社株式の所有を通じて経営参画意識を持たせることを狙いとしております。

４．コーポレートガバナンス改革の推進

2018年3月期においてもコーポレートガバナンス改革を主体的に推し進めました。2018年3月には、金融機関との持合株式を縮減、当社は保有する金融機関の株式売却を進めるとともに、金融機関は当社株式を2,201千株売却しております。これにより、当社の企業経営に対する規律が一層強化されるとともに、当社株式の流動性向上が期待されます。持合株式縮減の取組は今後も継続して進めてまいります。また、経営陣のダイバーシティも推進いたしました。2018年4月に女性初の執行役員が誕生、併せて社外監査役に女性の弁護士を候補者といたしました。当社は、コーポレートガバナンス改革を企業価値向上の重要な柱と認識し、今後も、不退転の決意で改革を行ってまいります。

(7) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループはＬＰガス、都市ガス、簡易ガスの供給並びにガス機器等の販売とこれらに附帯する事業を営んでおり、主なものは次のとおりであります。

事業	取扱商品
ＬＰガス事業	ＬＰガス、簡易ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、給排水衛生設備工事、リフォーム）、土地、建売住宅、注文建築、保険代理業務、生活関連商品等
都市ガス事業	都市ガス、ガス機器、住宅設備機器、空調機器、受注工事（ガス供給設備工事、リフォーム）等

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都渋谷区代々木
営業所	第1東京営業所（東京都）旭営業所（神奈川県）大宮営業所（埼玉県） 流山営業所（千葉県）土浦営業所（茨城県）宇都宮営業所（栃木県） 高崎営業所（群馬県）甲府営業所（山梨県）三島営業所（静岡県）他55ケ所
工場	町田工場（東京都）取手工場（茨城県）甲府工場（山梨県）千葉工場（千葉県） 埼玉工場（埼玉県）津久井工場（神奈川県）

② 重要な子会社及び主要な事業所

東彩ガス株式会社	本社	埼玉県越谷市
	事業所	埼玉県春日部市
東日本ガス株式会社	本社	茨城県取手市
	事業所	千葉県我孫子市
新日本瓦斯株式会社	本社	埼玉県北本市
	事業所	埼玉県久喜市
北日本ガス株式会社	本社	栃木県小山市
	事業所	栃木県鹿沼市
日本瓦斯工事株式会社	本社	東京都渋谷区
日本瓦斯運輸整備株式会社	本社	茨城県取手市

(9) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,649名（291名）	99名（△72名）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
920名（114名）	131名（△80名）	35.8歳	9年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	8,224百万円
株式会社みずほ銀行	8,117百万円
株式会社三井住友銀行	6,705百万円

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱ＵＦＪ銀行へ商号を変更しております。

2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　179,846,100株

（2）発行済株式の総数　　48,561,525株（自己株式5,587,466株を含む）

（3）株主数　　3,534名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,350,642 株	5.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,906,900 株	4.4%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,686,891 株	3.9%
東京電力エナジーパートナー株式会社	1,460,000 株	3.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,455,000 株	3.4%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱東京ＵＦＪ銀行口）	1,350,000 株	3.1%
MSIP CLIENT SECURITIES	1,327,900 株	3.1%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,204,000 株	2.8%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,164,820 株	2.7%
日本生命保険相互会社	1,041,220 株	2.4%

（注）当社は、自己株式5,587,466株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式 271,137株を含んでおりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

①　役員報酬BIP信託

当社は、平成27年９月14日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。役員報酬BIP信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、各連結会計年度の基本報酬月額及び役位に応じて決定される役位係数に基づき算出される数の当社株式が、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）、当社と委任契約を締結している執行役員及び当社の連結子会社６社の取締役（以下、「対象取締役等」という。）に交付される株式報酬型の役員報酬です。

当社は、対象取締役等を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定し、予め定める株式交付規程に基づき対象取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの自己株式処分による取得または株式市場から取得いたします。

当社は、株式交付規程に従い、対象取締役等に対し各連結会計年度の役位係数に応じてポイントを付与

し、対象取締役等の退任時に累積ポイントの70％に相当する数の当社株式を当該信託を通じて交付し、残りの当社株式については当該信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を当該信託から給付します。

なお、当連結会計年度末（平成30年３月31日現在）に当該信託が保有する当社株式は271,137株であります。

② 従業員向け譲渡制限付株式報酬制度

当社は、平成30年4月12日および5月15日の取締役会において以下のとおり、当社グループの従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度を導入にすることを決議しております。

イ.グループ社員のモチベーション向上

グループの従業員（執行役員の地位を併せて有する者並びに嘱託及びパートを除く。）の中で、今年度優秀な成績を収めたもの（以下「付与対象者」といいます。）に対し、金銭の給与に加えて、新たに株式報酬を付与することにより、当社グループの従業員のモチベーションの向上を図ります。

ロ.中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与

当社グループの従業員が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

ハ.導入スキーム

当社が本制度に基づいて付与対象者に確定した金銭債権を付与したうえで、付与対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。また、当該株式を発行又は処分するに当たって、当社と付与対象者との間で、一定期間、当該株式の譲渡等の処分を禁止するとともに、一定の事由が発生した場合に当社が当該株式を無償取得すること等の条件を内容とする契約を締結いたします。

当該株式の交付を受けた付与対象者には、付与時点から当該株式に係る議決権及び配当を受ける権利など株主としての権利を有します。当該株式の発行又は処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、付与対象者にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

ニ.付与対象者の選定方法

当社グループの従業員のうち、年間の総合評価上位者の中から、評価委員会等を設け選定し、付与対象者といたします。

ホ.付与株数

株式付与は、自己株式処分により行うものとし、付与株式総数は10千株を限度といたします。

付与対象者一人当たり100株から200株を付与いたします。

ヘ. 交付時期

平成31年度上期を予定しております。

３．新株予約権等に関する事項

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
和 田 眞 治	代表取締役社長	
飯 島 　 徹	代表取締役専務（営業本部長（都市ガスグループ管掌））	東彩ガス株式会社　代表取締役社長 新日本瓦斯株式会社　代表取締役社長
渡 辺 大 乗	専務取締役（営業本部副本部長（エネルギー企画部　総合エネルギー事業部　ライフプロダクト営業部管掌））	
小 池 四 郎	専務取締役（管理本部長兼総務部長）	
荒 木 　 太	常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）	
森 下 淳 一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長（情報通信技術部管掌））	
渡 辺 直 美	常務取締役（管理本部副本部長（経財部人事部管掌））	
柏 谷 邦 彦	常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）	
向 井 正 弘	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌））	
井 出 　 隆	取締役	日本サード・パーティ株式会社　社外監査役
河 野 哲 夫	取締役	
大 槻 昌 平	常勤監査役	
坂 本 昭二郎	監査役	
山 田 剛 志	監査役	株式会社トップカルチャー　社外監査役
中 嶋 克 久	監査役	株式会社M＆Aコンソーシアム　代表取締役社長 株式会社銚子丸　社外監査役

（注）１．取締役井出隆氏及び河野哲夫氏は、社外取締役であります。井出隆氏及び河野哲夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

2．監査役坂本昭二郎氏、山田剛志氏及び中嶋克久氏は、社外監査役であります。坂本昭二郎氏、山田剛志氏及び中嶋克久氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
3．監査役中嶋克久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
平成29年５月29日に田中敏也氏は、取締役を辞任により退任いたしました。
平成29年６月28日開催の第63回定時株主総会において、新たに中嶋克久氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5．当事業年度終了後における取締役の地位・担当の異動
平成30年４月1日付で取締役の地位・担当を次の通り変更しております。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
渡　辺　大　乗	専務取締役（営業本部副本部長（エネルギー企画部　総合エネルギー事業部　ライフプロダクト営業部管掌)）	代表取締役専務（エネルギー営業本部長（都市ガスグループ管掌)）
柏　谷　邦　彦	常務取締役（営業本部海外事業部長兼IR・資本戦略部長）	代表取締役専務（経営企画本部長兼海外事業部長兼コーポレートコミュニケーション部長）
飯　島　　徹	代表取締役専務（営業本部長（都市ガスグループ管掌)） 兼東彩ガス株式会社代表取締役社長 兼新日本瓦斯株式会社代表取締役社長	専務取締役 兼東彩ガス株式会社代表取締役社長 兼新日本瓦斯株式会社代表取締役社長
小　池　四　郎	専務取締役（管理本部長兼総務部長）	専務取締役
森　下　淳　一	常務取締役（営業本部エネルギー管理部長（情報通信技術部管掌)）	常務取締役（エネルギー事業本部長兼エネルギー事業部長（情報通信技術部管掌)）
向　井　正　弘	常務取締役（営業本部エネルギー企画部長兼情報通信技術部長（総合エネルギー事業部管掌)）	常務取締役（エネルギー営業本部副本部長兼エネルギー企画部長兼総合エネルギー事業部長兼情報通信技術部長）
荒　木　　太	常務取締役（営業本部エネルギー営業部西関東支店長）	常務取締役
渡　辺　直　美	常務取締役（管理本部副本部長（経財部人事部管掌)）	常務取締役

6．平成30年４月１日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	役　　名	職　　名
鎌　形　哲　夫	専務執行役員統括支店長	エネルギー営業本部関東中央支店長（北関東支店管掌）
佐　藤　一　郎	常務執行役員	エネルギー営業本部西関東支店長
寺　田　二三男	常務執行役員	―
土　屋　友　紀	常務執行役員	エネルギー営業本部東関東支店長
岩　谷　治　樹	常務執行役員	エネルギー営業本部東京支店長
紫　藤　武　久	執行役員	エネルギー営業本部北関東支店第３部長
尾　作　恵　一	執行役員	経営企画本部人事部長
宮　本　英　一	執行役員	経営企画本部経財部長
清　田　慎　一	執行役員	経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長
平　田　邦　臣	執行役員	エネルギー営業本部総合エネルギー事業部長兼広域営業グループ部長
長　岡　　覚	執行役員	エネルギー営業本部関東中央支店開発部長
滝　瀬　淳　一	執行役員	エネルギー営業本部北関東支店長
鈴　木　　壮	執行役員	エネルギー営業本部南関東支店長
鬼　塚　浩　二	執行役員	エネルギー営業本部南関東支店第２部長
松　田　祐　毅	執行役員	エネルギー営業本部情報通信技術部長
岩　崎　陽　子	執行役員	経営企画本部人事部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第425条第1項各号に定める金額の合計額をもって損害賠償額の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	319百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	27百万円 (10百万円)
合計	17名 (6名)	347百万円 (19百万円)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役30百万円以内。また、使用人分給与は含まず。）と決議しております。
役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。

3．監査役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。

4．上記報酬等の額には、平成27年６月25日開催の第61回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役９名に対し73百万円）を含めております。

5．取締役の報酬等の額には、平成29年５月29日辞任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

6．監査役の報酬等の額には、平成29年３月31日に辞任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役井出隆氏は日本サード・パーティ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。

・監査役山田剛志氏は株式会社トップカルチャーの社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な関係はありません。

・監査役中嶋克久氏は株式会社M＆Aコンソーシアムの代表取締役社長および株式会社銚子丸の社外監査役を兼務しております。当社と上記法人との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	井出　隆	18回	100%	—回	—%
取締役	河野哲夫	17回	94%	—回	—%
監査役	坂本昭二郎	18回	100%	15回	100%
監査役	山田剛志	18回	100%	14回	93%
監査役	中嶋克久	13回	100%	11回	100%

（注） 当事業年度に開催された取締役会は18回、監査役会は15回でありましたが、中嶋克久氏は第63回定時株主総会において監査役に選任され就任いたしましたので、取締役会及び監査役会への出席率は就任日である平成29年6月28日から平成30年3月31日までの間における取締役会開催回数13回、監査役会開催回数11回を基に計算しております。

③　取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

・取締役河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しており、当社の資本政策・海外事業に対して的確かつ積極的に意見表明を行っております。

・監査役坂本昭二郎氏は、ガス業界に関する豊富な経験、幅広い知識と見識を有しており、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

・監査役山田剛志氏は、弁護士資格を持つ現職の大学教授でありその専門知識と見識から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見表明を行っております。

・監査役中嶋克久氏は、公認会計士として会計・財務に関して十分な実績をあげられており、その豊富な知識を生かして、当社経営上の有用な指摘、意見表明を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称

協立監査法人

（2）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が、会計監査人の業務執行状況及び一般的な会計監査人の報酬水準について確認した上で、当年度の報酬が、会計監査人の独立を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制並びに監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかを審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬に同意しております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3.子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、合意された手続による契約についての対価を支払っております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．株式会社の支配に関する基本方針

平成29年６月28日開催の第63回定時株主総会において、「企業価値向上プラン（買収防衛策）」は、継続せずに廃止することが決議されております。

なお、当社は、企業価値向上プラン（買収防衛策）廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

７．業務の適正を確保するための体制

８．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

7.業務の適正を確保するための体制および8.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nichigas.co.jp/）に記載しております。

（注）　本事業報告中に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**45,052**	**流動負債**	**31,624**
現金及び預金	31,467	支払手形及び買掛金	7,249
受取手形及び売掛金	6,759	電子記録債務	4,269
商品及び製品	5,453	短期借入金	2,967
原材料及び貯蔵品	182	1年内返済予定の長期借入金	8,044
繰延税金資産	403	リース債務	935
その他	926	未払法人税等	3,023
貸倒引当金	△141	賞与引当金	436
		その他	4,696
固定資産	**92,901**	**固定負債**	**34,253**
有形固定資産	**72,678**	長期借入金	27,917
建物及び構築物	9,255	リース債務	1,502
機械装置及び運搬具	34,129	再評価に係る繰延税金負債	208
工具、器具及び備品	1,007	株式報酬引当金	405
土地	25,244	ガスホルダー修繕引当金	294
リース資産	2,211	製品自主回収関連損失引当金	38
建設仮勘定	830	退職給付に係る負債	2,431
無形固定資産	**6,284**	その他	1,455
のれん	3,073	**負債合計**	**65,877**
その他	3,211	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**13,937**	**株主資本**	**70,589**
投資有価証券	4,485	資本金	7,070
長期貸付金	4,034	資本剰余金	15,724
繰延税金資産	2,966	利益剰余金	56,620
その他	3,055	自己株式	△8,824
貸倒引当金	△604	**その他の包括利益累計額**	**1,479**
		その他有価証券評価差額金	1,212
		為替換算調整勘定	289
		退職給付に係る調整累計額	△23
		非支配株主持分	**6**
		純資産合計	**72,076**
資産合計	**137,953**	**負債及び純資産合計**	**137,953**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**114,725**
売上原価		**56,889**
売上総利益		**57,835**
販売費及び一般管理費		47,146
営業利益		**10,689**
営業外収益		
受取利息及び配当金	258	
持分法による投資利益	189	
その他	543	990
営業外費用		
支払利息	348	
貸倒引当金繰入額	126	
その他	111	586
経常利益		**11,093**
特別利益		
固定資産売却益	454	
投資有価証券売却益	477	931
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	791	
投資有価証券売却損	6	
その他	7	807
税金等調整前当期純利益		**11,217**
法人税、住民税及び事業税	3,294	
法人税等調整額	125	3,419
当期純利益		**7,798**
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,798**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	15,724	50,899	△8,853	64,840
当期変動額					
剰余金の配当			△1,547		△1,547
親会社株主に帰属する当期純利益			7,798		7,798
持分法の適用範囲の変動			△530		△530
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分				32	32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	5,720	29	5,749
当期末残高	7,070	15,724	56,620	△8,824	70,589

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,564	249	△19	1,795	6	66,641
当期変動額						
剰余金の配当						△1,547
親会社株主に帰属する当期純利益						7,798
持分法の適用範囲の変動						△530
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△351	40	△4	△315	△0	△315
当期変動額合計	△351	40	△4	△315	△0	5,434
当期末残高	1,212	289	△23	1,479	6	72,076

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**36,421**	**流動負債**	**24,979**
現金及び預金	21,083	電子記録債務	4,269
受取手形	131	買掛金	5,842
売掛金	5,217	短期借入金	2,687
商品	4,840	一年内返済予定の長期借入金	7,119
貯蔵品	26	リース債務	819
繰延税金資産	175	未払金	1,630
その他	5,090	未払費用	294
貸倒引当金	△144	未払法人税等	1,723
		未払消費税等	294
		預り金	297
固定資産	**71,727**	**固定負債**	**32,135**
有形固定資産	**31,527**	長期借入金	27,478
建物	5,630	リース債務	1,312
構築物	1,632	長期預り金	456
機械及び装置	2,745	退職給付引当金	1,386
車両運搬具	86	株式報酬引当金	256
器具及び備品	289	製品自主回収関連損失引当金	38
土地	20,019	その他	1,206
リース資産	1,030	**負債合計**	**57,115**
建設仮勘定	91		
無形固定資産	**3,237**	**（純資産の部）**	
のれん	250	**株主資本**	**49,867**
その他	2,986	**資本金**	**7,070**
投資その他の資産	**36,962**	**資本剰余金**	**15,061**
投資有価証券	4,144	資本準備金	5,197
関係会社株式	25,961	その他資本剰余金	9,864
出資金	3	**利益剰余金**	**36,560**
長期貸付金	4,449	利益準備金	949
繰延税金資産	1,225	その他利益剰余金	35,611
その他	2,113	固定資産圧縮積立金	109
貸倒引当金	△934	別途積立金	7,750
		繰越利益剰余金	27,751
		自己株式	**△8,824**
		評価・換算差額等	**1,165**
		その他有価証券評価差額金	1,165
		純資産合計	**51,033**
資産合計	**108,148**	**負債及び純資産合計**	**108,148**

損 益 計 算 書

（平成29年 4 月 1 日から
平成30年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**82,831**
売上原価		**50,374**
売上総利益		**32,457**
販売費及び一般管理費		26,396
営業利益		**6,061**
営業外収益		
受取利息及び配当金	650	
その他	335	985
営業外費用		
支払利息	325	
貸倒引当金繰入額	299	
為替差損	67	
その他	37	728
経常利益		**6,318**
特別利益		
固定資産売却益	32	
投資有価証券売却益	477	509
特別損失		
固定資産売却損	238	
固定資産除却損	729	
関係会社株式評価損	300	
その他	14	1,282
税引前当期純利益		**5,546**
法人税、住民税及び事業税	1,748	
法人税等調整額	△268	1,479
当期純利益		**4,066**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,070	5,197	9,864	15,061	949	110	7,750	25,231	34,041
当期変動額									
剰余金の配当								△1,547	△1,547
固定資産圧縮積立金の取崩						△1		1	―
当期純利益								4,066	4,066
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△1	―	2,519	2,518
当期末残高	7,070	5,197	9,864	15,061	949	109	7,750	27,751	36,560

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△8,853	47,319	1,519	1,519	48,839
当期変動額					
剰余金の配当		△1,547			△1,547
固定資産圧縮積立金の取崩		―			―
当期純利益		4,066			4,066
自己株式の取得	△3	△3			△3
自己株式の処分	32	32			32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△354	△354	△354
当期変動額合計	29	2,548	△354	△354	2,194
当期末残高	△8,824	49,867	1,165	1,165	51,033

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞

業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月25日

日本瓦斯株式会社
　取締役会　御中

協 立 監 査 法 人
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔　　㊞
業務執行社員　公認会計士　田　中　伴　一　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本瓦斯株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第６４期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月31日

日本瓦斯株式会社　監査役会

常勤監査役　　大　槻　昌　平　㊞

社外監査役　　坂　本　昭二郎　㊞

社外監査役　　山　田　剛　志　㊞

社外監査役　　中　嶋　克　久　㊞

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン　または携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5．機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

帝国ホテル≪本館4階　桜の間≫
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
電話（03）3504－1111（代表）



＜交通機関＞

JR線	有楽町駅	下車	徒歩５分	地下鉄	銀 座 駅	下車	徒歩５分
	新 橋 駅	下車	徒歩７分		日比谷駅	下車	徒歩３分
					内幸町駅	下車	徒歩３分